

はじめに

瑞浪市では、「第6次総合計画」における将来都市像として「幸せ実感都市 みずなみ」という大きな目標を掲げています。幸せの実感は、心の豊かさがあるからこそ感じられるものであり、そのためには、「市民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現が必要不可欠であると考えます。

人権とは、誰もが生まれながらに持つ権利であり、一人ひとりがかげがえのない人間として自由・平等に生きる権利をいいます。本市における人権に関する基本的な方針は、平成23年に策定した、「瑞浪市人権施策推進指針」及びその具体的な施策である「瑞浪市人権施策推進行動計画」にまとめ、これらに基づき、人権教育・啓発に関する様々な取り組みを行い、推進してまいりました。

しかしながら、依然として、家庭や地域社会、学校、職場などの社会生活の中で、いじめや虐待、ハラスメントや不当な差別など、多種多様な人権侵害が存在しています。特に、インターネット上における誹謗中傷や、性的マイノリティの方への差別や偏見、新型コロナウイルス感染者や医療従事者、その関係者等への人権問題などは、大きな社会問題となっています。

こうした社会情勢や、市民意識調査の結果等を踏まえ、この度、「第2次瑞浪市人権施策推進指針」を策定いたしました。基本的な考え方や施策内容の方向性は現行の指針・計画を継承、発展させております。今後10年、市民の皆様、関係団体、国・県等関係機関と連携を図りながら、本指針に基づいて、人権施策を効果的・総合的に推進してまいります。

日常的に、相手を思いやる気持ちや、お互いの価値観を認め合うことを大切にし、「市民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現を目指していきましょう。

終わりに、この指針の策定にあたり、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様、熱心にご討議いただきました瑞浪市人権施策推進審議会委員をはじめ、関係者の皆様から感謝を申し上げます。

令和3（2021）年3月

岐阜県瑞浪市長 水野 光 二

